

年度モニタリング(令和5年度)

施設名称	岩名運動公園外3公園等
施設概要	<p>岩名運動公園 所在地:〒285-0004 千葉県佐倉市岩名字姿山 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建(小出義雄記念陸上競技場メインスタンド)、鉄筋コンクリート造、地上2階建(長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド) 鉄筋コンクリート造、地上2階建(スポーツ資料館)、鉄骨造、地上2階建(プール管理棟)、木造、平屋建(球技場トイレ更衣室棟) 敷地面積:19.6ha 延床面積:小出義雄記念陸上競技場メインスタンド 2,086㎡、長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド 2,322㎡、スポーツ資料館 309㎡、プール管理棟 401㎡ 球技場トイレ更衣室棟 130㎡ 建築年月:昭和56年2月(プール管理棟) 昭和58年4月(岩名第一球場)、平成25年7月長嶋茂雄記念岩名球場に名称変更、平成29年6月改修工事完了、令和6年3月1塁側防球ネット設置完了 平成6年12月(スポーツ資料館) 平成8年9月(陸上競技場)、平成31年3月改修工事完了、令和元年2月小出義雄記念陸上競技場に名称変更 平成26年3月(球技場トイレ更衣室棟)、令和3年3月照明灯(球)交換 施設内容:長嶋茂雄記念岩名球場 センター120m 両翼92m 夜間照明付 メインスタンド収容人数2,000人 芝生スタンド収容人数2,500人 第二球場 センター90.7m レフト90.5m ライト81.5m 小出義雄記念陸上競技場 400mトラック 8コース 夜間照明付 メインスタンド収容人数1,022人 芝生スタンド収容人数4,100人 テニスコート 人工芝6面 クレーコート2面 壁打ちコート2面 プール 50mプール9コース 幼児プール スポーツ資料館 1階資料展示室 2階会議室99㎡ 球技場 人工芝143m×79m 夜間照明付 スタンド収容人数490人 駐車場収容台数409台 トイレ 自由広場等</p>
	<p>上座総合公園 所在地:〒285-0854 千葉県佐倉市上座字上ノ田915番地 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建(プール管理棟) 鉄骨造、地上1階建(公園管理棟) 敷地面積:9.9ha 延床面積:プール管理棟510㎡ 公園管理棟34㎡ 建築年月:昭和55年7月(プール管理棟) 平成13年4月(公園管理棟) 施設内容:プール 25mプール 子供プール 幼児プール 交通公園1.9ha 木製遊具広場1.2ha 多目的広場2.4ha 駐車場収容台数40台 トイレ等</p>
	<p>直弥公園 所在地:〒285-0065 千葉県佐倉市直弥741番地1 施設構造:木造、地上1階建(管理棟) 敷地面積:4.3ha 延床面積:管理棟106㎡ 建築年月:平成14年6月(管理棟) 施設内容:テニスコート 人工芝4面 壁打ちコート1面 駐車場収容台数61台 トイレ 芝生広場等</p>
	<p>大作公園 所在地:〒285-0802 千葉県佐倉市大作二丁目1番1 敷地面積:1.0ha 建築年月:昭和62年11月 施設内容:野球場 センター105m 両翼80m 駐車場 トイレ 倉庫</p>

	<p>佐倉市立青少年センター 所在地:千285-0004 千葉県佐倉市岩名828番地 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:岩名運動公園内 延床面積:575.296㎡ 建築年月:昭和59年2月 施設内容:1階:事務室、実習室兼会議室(68.4㎡)、談話室(67.1㎡)、佐倉市管理倉庫、ボイラー室倉庫、トイレ 2階:研修室①②(和室30畳)、講師控室(8畳)、シャワー室、トイレ</p>
施設の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・岩名運動公園外3公園:市民のレクリエーション活動等の拠点として整備 ・佐倉市立青少年センター:青少年の健全育成を図るために設置
指定管理者	千葉県まちづくり公社グループ
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	<p>当初委託料637,566,910円 変更協定書締結 令和6年3月28日 委託料 130,728,738円 (令和5年度支払額 129,874,738円) (光熱費高騰に伴う指定管理者支援金 652,000円) (長嶋茂雄記念岩名球場工事に伴う休業補償金 202,000円)</p>
市所管課	都市部公園緑地課、健康推進部生涯スポーツ課、こども支援部こども政策課
第三者	

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(1) II-1-(2)（青少年センター）	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2) II-1-(3)（青少年センター）	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(3) II-1-(5)（青少年センター）	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4) II-1-(6)(青少年センター)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(4) II-1-(6)(青少年センター)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(5) II-1-(7)(青少年センター)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(1)(別表1-①) Ⅱ-2-(1)(別表1)(青少年センター)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(3)	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(3)	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(4)	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(7)	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(7)	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9) Ⅱ-2-(8)(青少年センター)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9) Ⅱ-2-(8)(青少年センター)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(10)、(11)、(12)、(13) Ⅱ-2-(9)、(10)、(11)、(12)(青少年センター)	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)(青少年センター)	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)(青少年センター)	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(12) II-2-(10)(青少年センター)	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(14) II-2-(13)(青少年センター)	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(14) II-2-(13)(青少年センター)	

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(1)、(2)	
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(3)	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(8)(青少年センター)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(8)(青少年センター)	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-4-(3)	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-6	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(1)、(2)	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(1)	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7-(1)、(2)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7-(1)、(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	<p>○佐倉市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しているが、万一のためにおいて「指定管理者賠償責任保険」に独自で加入し、不測の事態に備えた。</p> <p>○被災時には関係機関との通信手段が途絶えることを想定し、当公社所有の「衛星携帯電話」及び「災害時優先電話」を設置し、災害時の連絡体制を構築している。</p> <p>○遊具を適正に利用していただくため、注意喚起の看板の書体を弱視や読字障害の方にも分かりやすいようにユニバーサルデザインフォントに変更して、適正な数の設置を行った。</p> <p>○球技場を除く各施設に、月1回の定期的な休場日を引き続き設定したことにより、施設点検・グラウンド整備等の時間を十分確保した結果、より安全で、安心して利用できる施設を提供することができた。</p> <p>○管理項目の基準回数以上の作業を実施し、クオリティの高い施設の提供を行うことができ、利用者からも大変高い評価をいただくことができた。</p> <p>○日々の天気予報等を確認し、異常気象による樹木等の倒木や枝折れを想定し、事前に危険樹木等の伐採、撤去を行った。また、施設内への被害を最小限に抑えるため、土地の低いところへは土嚢等を配置し、建物内への浸水を未然に防いだ。また、緊急時用として汲み上げ水中ポンプを配備した。</p> <p>○公園内で発生した事故の対応についてはできる限りの手当てを行い、傷病者を医療機関へ搬送できるように体制を整え、関係機関には電子メール、FAX、電話等で報告を行った。</p>
佐倉市	<p>○管理基準を大きく上回る業務が実施され、質の高い維持管理により、安全で快適な環境、サービスの提供がされていると評価できます。</p> <p>○公園内での事故や怪我等に対し、迅速且つ適切な対応及び報告がなされており、優れた危機管理体制が構築されているものと認められます。</p>

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	257,644	378,650	270,214	104.9%	71.4%
実利用者数(人)	-	-	-	-	-
稼働率(%)	-	-	-	-	-
利用料金収入(円)	29,277,110	32,080,000	31,021,360	106.0%	96.7%
減免件数(件)	1,519	-	1,639	107.9%	-

意見記述欄

指定管理者	<p>○前年度と比較し、利用者数、利用料金収入が増えた要因は、新型コロナウイルス感染症の行動制限が解除されたことによる利用者増が傾向の一つである。また、夏期のプールも配布したチラシによる効果が集客増に結びついた形のものと考えられる。</p> <p>しかし、主要な大会行事や主要な大会が中止となり、計画どおりの数字には届かなかった。</p>
佐倉市	<p>○新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が解除となりましたが、引き続き利用者の健康、安全に留意されるとともに、利用者拡大にも努めていました。今後、行動制限以前の水準にまで利用者数が増加するよう、更なる工夫を期待します。</p>

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	166,689,505	165,967,038	166,119,733	99.7%	100.1%
支出(円)	167,665,915	165,967,038	164,940,299	98.4%	99.4%
収支(円) 〈収入-支出〉	-976,410	0	1,179,434	-	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	17.6%	19.3%	18.7%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	21.9%	21.5%	22.1%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	20.7%	21.5%	20.6%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	650	438	610	93.8%	139.3%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	504	343	481	95.3%	140.1%

意見記述欄

指定管理者	<p>○物件費は前年度と比較して支出を控えることができたが、今後も人件費や物件費の高騰が予想されるため、支出を行う際は抑制するように努めたい。</p> <p>○今年度は、収支が黒字に転じ、今までより多くの施設の修繕を行うことができ、市民の皆様に還元できたのではないかと思料する。安定した事業を確立し、今後も市民の皆様に還元できることよう心がける。</p>
佐倉市	<p>○物価高騰など、非常に厳しい経済環境の中、支出の増加が懸念されます。各施設における状況を鑑み、より適切に管理され、利用者が安心して施設を利用できるよう、更なるサービス向上や工夫を図り、安定的な経営に努めてください。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
花壇・プランター等の設置	岩名運動公園等に花壇植栽及びプランターを定期的に植栽設置した。 令和5年度実績本数 5,205本 なお、使用した草花は指定管理者が栽培した草花及び佐倉市より無償配布を受けた草花を使用した。
草花配布	岩名運動公園等の利用促進及び佐倉市の緑化推進を図るため、来園者、内郷小学校スクールボランティアへ無料で草花配布を行った。 令和5年度実績本数 4,170本 なお、草花は指定管理者が栽培した草花を使用した。
千葉県高校サッカー大会誘致	千葉県高校サッカー大会を観戦できる環境を整え、地域の子どもの技術力向上及びスポーツの育成に寄与し、生涯スポーツ並びにスポーツの振興を図るため、千葉県高校サッカー大会を開催した。 6月15日(木)全国高等学校総合体育大会千葉県大会 準決勝戦 八千代高校(1) VS 市立船橋高校(5) 観客者数:500名 10月21日(土)、22日(日)全国高校サッカー選手権大会千葉県大会準々決勝戦 21日 ①千葉明德高校(2) VS 東京学館高校(0) ②木更津総合高校(1) VS 東京学館浦安高校(0) 22日 ①拓殖大紅陵高校(2) VS 八千代高校(1) ②市立柏高校(2, PK5) VS 白井高校(2, PK6) 観客者数:2,000名(2日間合計)
関東大学サッカーリーグ誘致	関東大学サッカーリーグを観戦できる環境を整え、地域の子どもの技術力の向上及びスポーツ選手の育成に寄与し生涯スポーツ及びスポーツの振興を図るため、関東大学サッカーリーグを開催した。 10月8日(日)関東大学サッカー選手権大会 順天堂大学(0)VS駒澤大学(4) 観客者数:356名 11月18日(土)関東大学サッカー選手権大会 順天堂大学(1)VS早稲田大学(2) 観客者数:200名
ミストシャワーの設置	熱中症対策として、陸上競技場ダッグアウト前にミストシャワーを設置した。 6月24日～9月頃まで設置
水泳教室(低学年)	青少年の健全育成、泳力の向上を図るため、水泳教室を開催した。 7月28日(金) 利用人数 親子5組10名
水泳指導(ワンポイントレッスン)	4泳法の基本や練習方法を水泳指導管理士が利用者のレベルに合わせて、わかりやすいレッスンを実施した。 7月15日(金)～8月31日(木) 利用人数 岩名0名、上座9名
プールスタンプカードの配布	5回の利用で1回無料となるスタンプカードを配布し、リピーターの獲得を目的に実施した。 7月15日(金)～8月31日(木) 利用人数 小人 135名 大人 238名 計373名
内郷小学校第三グラウンド草刈	岩名運動公園近隣施設の内郷小学校と連携・協力を構築するため、グラウンドの草刈を実施した。 5月24日(水)
手作り味噌にチャレンジ講習会	公園利用者の便に供するため、スポーツ以外でも広く佐倉市民の方たちに青少年センターを使用していただくことを目的に講習会を開催した。 令和6年1月27日(土) 参加者数 24名 講師 牧村実和子氏

事業計画・目標	実施状況・効果
健康体操教室	<p>佐倉市民の健康増進を図るため、NPO法人ニッポンランナーズとの共催で、高齢者向けの健康体操教室を開催した。</p> <p>4月5日、12日、26日 51名 5月10日、21日、24日 54名 6月7日、14日、21日、28日 69名 7月5日、12日、19日、26日 71名 8月2日、9日、23日 44名 9月6日、13日、20日、27日 73名 10月18日 11名 11月1日、15日、22日 57名 12月6日、20日、27日 53名 1月10日、17日、24日 44名 2月7日、14日、21日、28日 62名 3月6日、13日 32名</p> <p>令和5年度 合計621名 主管:NPO法人ニッポンランナーズ</p>
上座総合公園遊具広場舗面補修整地	<p>大雨が降ると遊具広場の砂が流され、陥没や亀裂等の不陸が生じるため、利用者の安全配慮として整地作業を行った。</p> <p>6月19日(月)、3月4日(月)</p>
テニスコート整備	<p>利用者の安全性、快適性を維持するため、また、施設の維持管理、保護のため、休場日に珪砂補充や整備を実施した。</p> <p>珪砂補充、整備、クレーコート改修。</p>
DEAF陸上競技体験教室	<p>2025年東京デフリンピック大会及びデフスポーツの普及を図ることを目的とし、佐倉市出身のデフアスリートを招聘し、デフ陸上競技体験を開催した。</p> <p>参加者数:30名 講師:長内 智 氏</p>
サッカー教室	<p>地域の子供たちの技術力向上及びスポーツ選手の育成に寄与し、生涯スポーツ並びにスポーツの振興を図るため、サッカー教室を開催した。</p> <p>10月8日(日) 参加者数:23名 運営:順天堂大学蹴球部</p>
SRC陸上競技記録会	<p>誰もが参加可能なスポーツ活動の普及を図るため、障がいの有無に関係なく、子どもから大人までが参加できる陸上競技記録会を開催した。</p> <p>8月20日(日) 参加者数:60名 講師:山田 佳弘 氏 11月19日(日) 参加者数:96名 講師:鈴木 徹 氏 3月3日(日) 参加者数:120名 協力:NPO法人シオヤレクリエーションクラブ</p>
東都大学野球リーグ誘致	<p>東都大学野球リーグを観戦できる環境を整え、地域の子供もたちの技術力向上及びスポーツ選手の育成に寄与し、生涯スポーツ並びにスポーツの振興を図るため、東都大学野球リーグを開催した。</p> <p>5月13日(土)雨天のため1試合途中で中止 5月20日(土)雨天のため中止</p> <p>対戦チーム 帝京平成大学、順天堂大学、大正大学、学習院大学、一橋大学、成蹊大学 観客者数:150名</p>
JFL誘致	<p>JFLを観戦できる環境を整え、地域の子供もたちの技術力向上及びスポーツ選手の育成に寄与し、生涯スポーツ並びにスポーツの振興を図るため、JFLサッカーリーグを開催した。</p> <p>プリオベッカ浦安(3) VSソニー仙台FC(2) 観客者数:462名</p>
ブラインドマラソン伴走ランナー講習会	<p>ブラインドマラソン普及及び伴走ランナー人材育成を図るため、ブラインドマラソン伴走ランナー講習会を開催した。</p> <p>7月1日(土) 参加者数:27名 講師:安田亮平氏 主管:NPO法人ニッポンランナーズ</p>

事業計画・目標	実施状況・効果
物品の販売	公園利用者の便に供するため、公園内で物品販売等を下記のとおり設置及び販売を行った。(ケータリングによる販売は、大会の中止や縮小開催に伴い中止) <ul style="list-style-type: none"> ・公園内に飲料等の自動販売機を設置し販売 ・管理事務所にてコピー及びFAXのサービス ・管理事務所にてマラソンTシャツの販売 ・プール期間中、水泳用品等の販売・貸出

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
小出義雄記念陸上競技場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイクキング・転圧等の改修を行った。
岩名第二球場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイクキング・転圧等の改修を行った。
公園内の看板をユニバーサルデザイン対応型に更新	注意喚起の看板の書体を、弱視や読字障害の方にも分かりやすいようにユニバーサルデザインフォントに変更して、看板の更新を適時行った。
公園内の樹木の枯枝や枯損木の撤去	園路上にかかる枯枝や枯損木等の撤去を実施した。
光熱水費の縮減	小出義雄記念陸上競技場内の多目的トイレの洗面台を、非接触型人感センサー付きの蛇口に交換し、水道使用量の縮減に努めた。
閉場日削減・開場時間の延長	利用者サービスの向上、大会等の円滑な運営のため、大会の連続利用時の閉場日の削減や、大会の進捗状況に応じた開場時間の延長等を行った。
施設の休場日の設置し整備	施設を利用する方々が安全で安心して利用できるように日常ではできない作業を行うため、球技場を除く各施設に月1回の休場日を設け、整備を行った。
駐車場の整地	駐車場の凸凹を解消するため、砂を敷き均し整地等の改修を行った。
銅像周辺芝張り	雨天等による跳ね返りの泥などの汚れを防ぐため、銅像の周辺に芝張りを行った。
樹名板の設置	園内にある樹木に樹名板を設置し、来園者に樹木名が分かるようにした。
クロスカントリーコース仮設案内看板の設置	5月7日の暴風雨の影響でクロスカントリーコースの看板が破損したため、仮設の案内看板を設置した。
岩名運動公園プールトイレ案内標識の交換	トイレの案内標識が経年劣化により破損し始めていたので、新しい標識に交換した。
岩名運動公園プール排水再利用	プール槽からオーバーフローしたプール排水を第二球場の散水として再利用した。
直弥公園クラブハウスのトイレ案内標識の交換	トイレの案内標識が経年劣化により破損し始めていたので、新しい標識に交換した。
直弥公園クラブハウスのトイレ入口に暖簾を設置	トイレ内の換気のため入口扉を常時開けていることから、トイレ内の状況が外に見えてしまうため、入口扉に暖簾を設置した。(暖簾は防炎加工のもの)
大作公園駐車場ロープの交換	駐車場の入口のロープが経年劣化により破損し始めていたため、ロープを交換した。

事業計画・目標	実施状況・効果
小出義雄記念陸上競技場順天堂大学展示ブースの掲示	泉谷駿介選手、三浦龍司選手の活躍を称え、小出義雄記念陸上競技場のホールに世界選手権入賞の掲示を行った。
長嶋茂雄記念岩名球場外野フェンスの繋ぎ目の隙間埋め	9月3日、佐倉市野球協会より、「公園に設置してある記念碑に光が反射し、外野フェンスの繋ぎ目の隙間から光が差し込み、試合中キャッチャーがピッチャーからの送球を捕ることができない」と申出があったため、9月5日、生涯スポーツ課の了承を得て、隙間にゴム製の部材を取り付けた。
直弥公園テニスコートコートナンバー仮設看板の設置	既存のコートナンバー看板が経年劣化により破損し始めていたので、塗装補修が完了するまで仮設の看板を設置した。
クロスカントリーコースウッドチップ補充及び整備	台風13号に伴う大雨でウッドチップが大量に流されてしまったため、ウッドチップの補充と整備を行った。
直弥公園テニスコートコートナンバー看板の設置	経年劣化により色褪せていたコートナンバー看板を塗装補修して設置した。
長嶋茂雄記念岩名球場グラスラインの芝張替	グラスラインの芝を張り替えた。
小出義雄記念陸上競技場2階トイレ上部外屋根清掃、補修	陸上競技場2階トイレ上部の外屋根が泥や苔が堆積し、場内への雨漏りの原因になるため、清掃とシーリングの処理を行った。
園路塩化カルシウムの配置	凍結、積雪時の対策として、岩名運動公園内の園路に塩化カルシウムを配置した。
岩名運動公園砂利駐車場出入口歩道整備	公園の主となる砂利駐車場は、常に車の駐車がある上、夜間照明や駐車場への歩行者専用の通路がないため、出入口については車の出入りの度に歩行者が車を避けて往来していることが現状である。歩行者の安全を確保するためにも出入口に歩行者専用通路を設置したいと考え、佐倉市の承認を得て、歩道の整備を行った。(佐公第658号承認)
岩名運動公園舗装駐車場樹木剪定	佐倉マラソンのシャトルバスの発車場所となる舗装駐車場の植栽について、バスの走行の妨げにならないように樹木剪定を行った。
岩名第二球場散水栓増設	野球大会利用時、外野の守備についている利用者のヒートアイランド対策及び、外野の芝生管理における水不足の解消のため散水栓を設置した。
岩名運動公園砂利駐車場出入口歩道看板設置	砂利駐車場の出入口に整備した歩道に、歩道表示の看板を設置した。

意見記述欄

指定管理者	<p>○新型コロナウイルス感染症による行動制限も解除され、施設利用者のリピーター獲得のためチラシの作成や新たな独自事業を行った。地元出身のスポーツ選手による教室や、世界で活躍する地元出身の紹介など、今までとは違った施設の取り組みを表現することができた。</p> <p>○施設においては安全で安心して利用できるように、グラウンドの改修や歩道の整備などを行い、進化し続ける競技施設、公園施設を形にした。</p> <p>○今後も施設利用者からの感染者が発生することがないよう、日々の清掃管理を徹底し、施設内の換気などを十二分に行い、利用者が安心して施設を利用できるように努めてまいりたい。</p>
佐倉市	<p>○新規利用者の拡大、定着に向けた多様な事業を実施し、また、誰もが安全に利用できる方策や施設整備を心がけ、魅力ある公園づくりに努めていたと評価できます。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の解除に伴い、より一層の需要創出の観点から実施された各事業を振り返り、新たな事業が展開されることを期待します。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	実施日：令和5年4月1日～令和6年3月31日 岩名運動公園陸上競技場、直弥公園、佐倉市立青少年センターに回収箱を設置し、上座総合公園は聞き取り調査を実施
回答数等	回答数：230件
実施結果	岩名運動公園 満足63%、やや満足32%、ふつう5% 直弥公園 満足54%、やや満足33%、ふつう10%、やや不満3% 上座総合公園 満足63%、やや満足32%、ふつう5% 佐倉市立青少年センター 満足71%、やや満足24%、ふつう5%

回答者の意見等	対応策等
岩名運動公園	
<input type="checkbox"/> テニスコートのベンチに日よけになる屋根を作してほしい。 <input type="checkbox"/> 休憩室がほしい。ベンチに木陰がほしい。 <input type="checkbox"/> 手前に2・3コート側の外にベンチがあると夏シーズンは助かる。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
<input type="checkbox"/> 広場横駐車場の出入口にミラーをつけてほしい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
<input type="checkbox"/> 外のトイレを和式から洋式にしてほしい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議しています。引き続き検討してまいります。
<input type="checkbox"/> 喫煙されている方がいるとクロカンのジョギングの時にづらい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議し、喫煙所の設置に向けて調整しているところでございます。
<input type="checkbox"/> いつもありがとうございます。(他2件) <input type="checkbox"/> 早朝からのコート整備ありがとうございます。とても気持ち良くプレーを楽しんでいる。 <input type="checkbox"/> いつもきれいに使用させていただいている。ありがとうございます。 <input type="checkbox"/> 季節を感じさせてくれる岩名が大好き。子どもが小さい頃、虫取りから始まり、サッカー大会など、応援したり思い入れのある場です。 <input type="checkbox"/> 日常的に利用させてもらっています。これからも来園します。 <input type="checkbox"/> クロスカントリーコースを利用しています。ウッドチップは足に優しくとても良い。 <input type="checkbox"/> 歩くのが大変(ヒザ・腰)になり、健康のために歩いている。 つえも今はいらなし、満足！暑い時も樹々の中を歩いて四季を感じながら感謝。 <input type="checkbox"/> いつも散歩でお世話になります。	<input type="checkbox"/> ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。

直弥公園	
○テニスコートのベンチに日よけがあるとうれしい。	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○壁打ちボードがボロボロで使えない。修理してほしい。	□佐倉市担当課と協議しているところでございます。引き続き検討してまいります。
○予約を早く抽選にしてほしい。	□令和6月4月分より、施設予約システムの導入に伴い抽選予約を開始いたしました。
○いつもお世話になっております。ありがとうございます。 ○いつもいつも手入れをしてくださり、ありがとうございます。 ○とても楽しくテニスをしています。これからもよろしくお願ひします。	□ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
上座総合公園	
○夏のプールを利用しています。施設の老朽化があり、幼児の利用も促進されるようなリフォームがなされるとよいと思う。公園管理には感謝している。	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○自転車専用道路を作ってもらいたい。(子どもたちに自転車乗りの利用をさせたい)	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○ベンチをもっと増やしてほしい。(他1件)	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○いつもきれいで気持ちが良いです。ありがとうございます。(他7件) ○スタッフの方々は良くやってくれている。 ○安全で安心な場所なので毎日楽しく元気に歩いている。 ○四季おりおり自然を楽しませていただいている。	□ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
青少年センター	
○駐車場までの道が暗い	□駐車場までの歩道を整備の上、応急的にソーラー式ライトを設置いたしました。園内の外灯につきましては佐倉市担当課と協議しているところでございます。引き続き検討してまいります。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>○昨年度より回答数が増加しましたが、施設毎の回答者数に偏りがあることから、今後もアンケートの手法を模索し、公園利用者の安全、安心に繋がるように対応してまいります。</p> <p>○修繕については、指定管理者で行えるものはスピード感を持って行い、佐倉市へ要望するものは速やかに佐倉市担当課と協議し、改善できるよう検討してまいります。</p> <p>○公園を利用している市民の皆様のお褒めの言葉を励みに、今後も市民の期待に応えられるよう、皆様に気持ちよく公園をご利用いただけるよう努めてまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>○継続して概ね半分以上の利用者に高い評価をいただけており、良好な管理運営がなされているものと読み取れます。</p> <p>○各施設の修繕案件について、意見の整理・優先順位付け等のニーズ分析を行っており、その結果の提案がされていました。引き続き市と連携し、利用者が安心して利用できるよう、更なるサービス向上に努めていただくことを期待します。</p>

⑥総合評価

【令和5年度】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>指定管理者として四期目5年間が終了しました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症による行動制限に対して色々なものが緩和され、状況もコロナ前に戻りつつある時期でもありましたが、各競技団体の大会や独自事業の中止または縮小しての開催がほとんどであり、事業計画どおりに行うことができませんでした。</p> <p>来年度以降はチラシやリーフレットの作成を行い、積極的に広報を行うとともに、新たな独自事業を企画し、利用者の再獲得、新たな利用者の獲得を目指します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありませんが、今後も施設が発生源とならないように日々の清掃管理を徹底し、施設内の換気などを十二分に行い、利用者が安心して施設を利用できるように努めてまいります。</p> <p>有料施設については球技場を除き定期休場日を設けて、日常作業ではできないより細かな点検や整備を行ったことで施設のクオリティが向上し、利用者にとって使いやすい施設を提供できたのではないかと考察します。陸上競技場や野球場についても管理項目の基準回数以上の業務を行ったことで利用者の安全性の確保や快適性を維持することができ、利用者満足度調査等で高い評価を得ることができました。</p> <p>令和5年度の収支状況については、収支が黒字に転じ、今まで以上の修繕作業を行うことができ、少しではありますが市民の皆様へ還元できたのではないかと考えております。依然、物件費が高騰しているため、物品を購入する際は抑制するように努めてまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が解除となりましたが、引き続き利用者の健康、安全に留意するとともに、利用者拡大にも努めていました。</p> <p>公園管理においては、日常清掃が行き届いているほか、簡易な修繕等についても迅速に対応しており、適切に業務を実施していると認められます。</p> <p>物価高騰など、非常に厳しい経済環境の中、利用者が安心して施設を利用できるよう、更なるサービスの向上や工夫を図り、魅力ある公園運営を期待します。</p>

【指定期間全体】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>平成31年度に四期目の指定管理者がスタートし、市民に開かれた施設づくりや施設の更なる利用率の向上などを目標としてまいりました。令和2年度から3年度にかけて新型コロナウイルス感染症が拡大し、一時は施設の閉鎖を余儀なくされましたが、行動制限が解除された後は徹底した感染症対策を行い、幸いにも施設を発生源とした感染者を出すこともなく、管理・運営を行うことができました。</p> <p>運営面については、新たに全国レベルの大会を誘致することができ、市民の皆様へクオリティの高い大会を観戦する機会を通じて、観る楽しさを提供できたと思います。</p> <p>光熱水費を含む物件費の高騰が続いている中で、管理水準が低下しないように管理・運営を行うことは容易ではありませんが、これまでの経験をこれからの5年間にいかし、引き続き、市民の皆様が安心して安全に利用できる施設づくりに努めてまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>当該指定管理期間については、そのほとんどがコロナ禍の中、当初の計画どおりの管理運営が困難な状況ではありましたが、利用者の安全を第一に様々な工夫をされ、安全に利用できる方策や新しい生活様式に即した公園の活用、環境整備に尽力されました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が解除となりましたが、物価高騰など、非常に厳しい経済環境が続く中、利用者が安心して施設を利用できるよう、更なるサービスの向上や工夫を図り、魅力ある公園運営を期待します。</p>

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和5年度
施設名 : 岩名運動公園外3公園等

チェック項目	チェック結果
1 就業規則 (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則(以下規則)6条)	
(1) 常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2) 短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 (法15条)	
(1) 労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働史観に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2) 短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 (法32・34～36・39条等)	
(1) 所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input checked="" type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2) 変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3) 次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4) 労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などにに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5) 休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6) 休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7) 時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8) (7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9) 短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 (法24・37・最低賃金法4条等)	
(1) 賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2) すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3) 法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。